

## 議案第52号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する県立施設職員による児童への虐待に対する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

米子市 個人

#### 2 和解の要旨

県は、損害賠償金800,000円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

##### (1) 事件の発生日

令和元年7月から同年8月

##### (2) 事件の発生場所

県立施設

##### (3) 事件の状況

県立施設の職員が、同施設において和解の相手方に対し、虐待を行ったものである。